

九都県市首脳会議では

「屋外広告物の安全管理の強化」

に取り組んでいます！



第72回九都県市首脳会議の出席者

屋外広告物の安全管理の強化に取り組む九都県市の首脳

埼玉県知事・千葉県知事・東京都知事・神奈川県知事・横浜市長・川崎市長
千葉市長・さいたま市長・相模原市長

※「九都県市首脳会議」は、九都県市の知事及び市長が、共有する膨大な地域活力を生かして、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としています。

九都県市屋外広告物の安全管理の強化に向けた 検討会 事務局（取組・制度について）

問い合わせ先：埼玉県都市整備部田園都市づくり課
電話 048-830-5528

看板は事業所の顔！

安全点検していますか？

どんなに頑丈に作った看板でも、時間とともに劣化していきます。劣化したまま放置し続けると、**落下事故等を起こす危険も**・・・。

この機会に安全点検をしてみましょう！

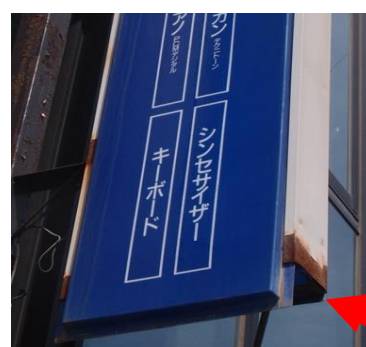
日ごろのチェックも必要ですが、**目安として設置後 10 年以上経過した看板は**、専門家の点検を受けるようにしましょう。 ※年数を問わず専門家の点検を義務付けている自治体もあります。



腐食して穴が開いています☹️



広告板が剥がれています☹️



表示板が抜け落ちるかも☹️

見た目は大丈夫そうでも・・・

一見して、何も問題が無いように見える看板でも、**接合部等が劣化**して、強風・地震などで落下や倒壊してしまう可能性があります。

もし、落下や倒壊事故がお起こると・・・

管理者責任が問われます。

特に**人的被害**がお起こると**賠償責任**だけでなく**企業等のイメージダウン**になります。



管理する者は誰？

「**広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者**」が**管理**を行います。

具体的には、「当該広告物等(看板)」を

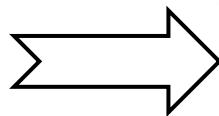
- ①占有する者(使用権原を有する者)
- ②所有する者
- ③管理する者(所有者又は占有者から管理委託を受けた者)

は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

具体的にはどうすればいいの？

まずは、「**目視でセルフ点検**」をしましょう！

屋外広告物適正化推進委員会が作成した
「**オーナーさんのための看板の
安全管理ガイドブック**」



<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>

又は裏面に**点検項目**があります。

そこで、サビや破損が見つかったら…

設置した業者又は専門知識を有する屋外広告業者等へ**相談**しましょう。
また、**見た目は大丈夫それでも接合部の劣化が進んでいる可能性**も
あります。

屋外広告業は登録制です！

屋外広告業登録業者一覧（埼玉・千葉・東京・神奈川）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/documents/gyoutiran.pdf>

点検をしたら更にもう一歩…

点検したことに満足してはいませんか？

安全管理とは、「**補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な
状態に保持すること**」です。点検した内容を認識して、必要があれば
補修し、不要であれば除却することが重要です。

また、この後も継続して安全管理に取り組んでいくことが必要です。

屋外広告物の表示や掲出物件の設置は原則許可制です！

屋外広告物の許可に係る案内先一覧（埼玉・千葉・東京・神奈川）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okugai-top/documents/kisei.pdf>

みんなが安全、自分も安心！

良好な景観形成と公衆に対する危害の防止に協力を御願います！

まずはこれで
点検してみましょう

看板のセルフ点検表

(目視点検)

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビが出ていませんか	ポール看板 野立看板 など	<input type="checkbox"/>
02	看板が傾いていませんか	ポール看板 野立看板 など	<input type="checkbox"/>
03	ブラケット部(看板の支持具)よりサビが出ていませんか	袖看板 (突出し広告)	<input type="checkbox"/>
04	看板は壁から垂直についていますか	袖看板 (突出し広告)	<input type="checkbox"/>
05	アクリル板にひびが入っていませんか	共通	<input type="checkbox"/>
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
07	パネル(表示面)ががたついていませんか	野立看板 壁面看板	<input type="checkbox"/>
08	照明の不点灯などはありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
09	照明器具は傾いたり、外れかけていませんか	外照式看板	<input type="checkbox"/>
10	看板部材が欠落していませんか	共通	<input type="checkbox"/>

危ないと思ったら、まず最初に立入禁止とするなど**安全処置を行うことが重要です。**
次に専門業者に連絡しましょう。

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」P15 参照

03の事例



05の事例



九都県市の屋外広告物条例 問い合わせ先

埼玉県	都市整備部 田園都市づくり課	048-830-5528
千葉県	県土整備部 都市整備局 公園緑地課	043-223-3279
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	03-5388-3335
神奈川県	県土整備局 都市部 都市整備課	045-210-6209
横浜市	都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課	045-671-2648
川崎市	建設緑政局 道路管理部 路政課	044-200-2814
千葉市	都市局 都市部 都市計画課 都市景観デザイン室	043-245-5307
さいたま市	都市局 都市計画部 都市計画課	048-829-1409
相模原市	都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課	042-769-9252